神戸市看護大学紀要投稿要領

1．名称

本誌は神戸市看護大学紀要（英文誌名：Bulletin of Kobe City College of Nursing 略誌名：神戸市看大紀要 Bull. Kobe City Coll. Nurs.）とする。

2．発行

神戸市看護大学紀要は，年１回発行する。

3．投稿資格

著者の中に神戸市看護大学の専任教員が少なくとも一人含まれている必要がある。ただし，研究推進委員会が依頼した原稿についてはこの限りではない。

4．原稿の種類

投稿原稿の種類は，総説，研究，実践報告，資料，その他とする。その基準は次のとおりとする。

1）総説

特定のテーマについて多面的に内外の知見を集め，総合的かつ独創的に当該学問領域の状況を概説し，独自の見解を示したもの。

2）研究

調査・研究の成果をまとめた論文で,その研究成果に一定の意義が認められるもの。

3）実践報告

看護実践及び教育に関する報告で,活動に一定の意義が認められるもの。

4）資料

上記の分類に該当しないもので,記録にとどめる価値のあるもの。研修，視察報告など，一定の参考になると思われるもの。

5）その他

研究推進委員会が認めたもの。「特別寄稿」「研究動向」「書評」「翻訳」「研究雑感」など，投稿者がジャンルや名称を指定できるものとする。

なお，学内の助成を受けた在外研修は，本学紀要に必ず投稿をする（原稿の種類は問わない）。

5．倫理的配慮

人が対象である研究は，倫理的に配慮され，その旨が本文中に明記されていること。

6．　COI（利益相反）について

筆頭投稿者に関して，投稿の前年度あるいは当該年度に別表Ａ記載の諸項目に当てはまるものがある場合は，投稿者は，COI に関する申告記述を論文等の末尾等の適切な箇所にしなければならない。別表Ａに当てはまるものがない場合は，ない旨の記述を論文等の末尾等の適切な箇所にしなければならない。なお，開示する義務のある COI 状態があるにもかかわらず申告がなされない場合，および，投稿された当該論文のもととなった研究の信頼性に疑義が生じるような COI 申告がなされている場合は，研究推進委員会が，必要に応じて関係者に事実を確認したり，当該論文の投稿の審査に入ることを延

期，あるいは，当該論文の投稿の受理をしない決定や投稿の受理を取り消すことがある。

7．投稿原稿の枚数

投稿原稿の枚数は，原則として図表等を含めて A4 版紙 25 字×30 行(750 字)20 枚を目安とする。要旨(英文含む)は除き，図表は 1／2 あるいは 1／3 頁に換算する。

8．掲載の決定

投稿論文の採否は，原則として査読者の意見を参考にして研究推進委員会が決定する。査読者は 2 名とし，研究推進委員会が依頼する。

9．掲載料

本規程に定める範囲内の枚数の投稿論文については掲載料を徴収しない。ただし，特殊な図表等で特別な費用を必要とした場合には実費を徴収することがある。

10．執筆要領

1) 提出原稿

(1) 原稿は未発表のものとし，和文または英文とする。

(2) 紀要投稿予定者は事前に紀要担当者まで投稿する旨を連絡する。

(3) ①オリジナル原稿，②コピー原稿，③神戸市看護大学紀要誌投稿規程チェックリスト(様式 1)，④利益相反に関する自己申請書（形式自由，本学の利益相反に関する自己申請書でも可）の 4 つを PDF ファイルにして，事務局紀要担当者から付与されたパスワードを付けて提出する。コピー原稿とは，著者が特定されないように表紙の著者名，英文の著者名，連絡先，所属を除外し，本文中において著者が特定されると思われる箇所を伏せるようにしたものである。パスワードは，別途担当者に知らせる。

(4) 和文原稿は A4 版の横書きで 25 字×30 行(750 字)を目安とする。総説，研究は和文要旨(800 字以内)と共に英文要旨(400 語以内)をつける。実践報告は和文要旨(800 字以内)をつける。

(5) 英文原稿は A4 版でダブルスペースとし，投稿者の責任において専門家の校閲を受けたものが望ましい。

(6) 原稿には，本文 1 ページ目よりページ番号を下部に記載すると共に，本文全体を通して連続する行番号（通し番号）を付記する。

(7) 原稿の表紙には上半分に表題，著者名，所属機関名，5 語以内のキーワード(以上英文付記)を，この順に書く。著者，所属機関が複数の場合は，各著者名の末尾に番号を算用数字で順に付すとともに，対応する所属機関名を番号順に列記する。下半分には原稿の種類，原稿，図，表の枚数，連絡責任者氏名，宛先，電話番号，E-mail アドレスを明記する。

(8) 図表は本文とは別に一表一図ごとに A4 版で作成し，図表の挿入は本文中に記入する。なお，図をカラーとすることも可能である。

2) 文献記載方法：原則として APA (American Psychological Association) の文献表記に従う。

(1) 本文中の引用文献に関して

① 文の引用箇所に筆頭著者名，発行年，引用ページを括弧表記する。括弧は半角とする。

・直接引用の場合

【例】「引用文」(佐藤,2004,p.44)，佐藤(2004)「引用文」(p.44)

・文献を要約して本文中に引用する場合は，要約した文章(著者,発行年)

【例】　～は家族関係に由来している(山田,1999)。

・同じ主張を複数の人がしている場合，発行年の早い順番から記載する

【例】　～だと指摘している(山田,1999;田中,2004) 。

(2)　引用参考文献のリストの記載方法

① 記載方法と著者の記載について

・最後に一括して記載し，筆頭著者名のアルファベット順に配列する。なお，同一著者による文献が並ぶ場合は年代順とし，同一著者による同年発表の文献が並ぶ場合は，1980a,1980b･･･とする。著者は 3 名までを表記する。なお，著者が 4 名以上の場合は 3 名のみ記入し，以下は“他”，“et al. ”とする。

・著者が団体や機関である場合，原則として略称ではなく公式名称を用いる。

・文献は各々1 列目から書き出し，次の行からは 1 文字下げて記載する。

・文献雑誌名を省略する場合は原則として和文は医学中央雑誌，欧文は Index Medicus の採用する略語を用いる。いずれも該当しないものは正式雑誌名を記載する。

② 文献の表記方法について

＜雑誌掲載論文＞

著者名(発行年)．表題：副題．雑誌名，巻(号)，頁−頁.

＜書籍＞

著者名(発行年)．書名．出版地：出版社.

＜編集図書の一部を利用した場合＞

章の著者名(発行年)．章のタイトル．編著者名，書名(pp.頁−頁)．出版地：出版社.

＜翻訳書＞

原著者名(原書発行年)，訳者名(訳書発行年)：訳書名(版数)，出版社．(原著名：英著書名，版数)

【例】

Jane,B.(1997),今西二郎,渡邊聡子訳(2000)：クリニカル・アロマセラピー　よりよい看護をめざして(初版),フレグナンスジャーナル社.(原著名:Clinical Aromatherapy in Nursing,2nd)

＜電子文献＞

・オンライン上の定期刊行物

著者名(発行年)．記事タイトル．定期刊行物の名称，頁−頁．検索した月日．年号．情報源(URL 等).

【例】

Simpson, B. (1999). Cartooning and psychology. Hollywood, CA: American Psychological Association. Retrieved March 5, 2001 from http://www.apa.org/journals/simpson.html.

・オンライン上の文章(原則として)

著者名．(発行年)．記事タイトル．検索月日．年号，情報源(URL 等).

【例】

神戸太郎(2008)．誰でもタバコをやめられる．検索月日 2009 年 1 月 15 日，http://handle.kobe-ccn.ac.jp.html.

11. 掲載決定後の原稿の提出

提出した論文の掲載が決定した場合，投稿者はデータを事務局紀要担当者に提出する(詳細は投稿者に別途指示する)。

12. 校正

著者校正を原則 2 回行う。校正の際の加筆は原則として認めない。

13. 別刷

別刷は著者自身が印刷業者に依頼し，実費負担とする。

14. 投稿締切日

投稿は随時受付とするが，最終の締切は原則として 3 月末の期日とする。

15. 原稿送信先

神戸市看護大学事務局　紀要担当者（e-mail: kiyo@kobe-ccn.ac.jp）

メールタイトル　「紀要原稿_筆頭著者名」

16. 著作権

本紀要に掲載された著作物の著作権は，神戸市看護大学に帰属する。ただし，著作者自身は，出典を明記したうえで，自らの論文等の全部又は一部を利用することができる。なお，著作者は，神戸市看護大学が著作権者として本紀要に掲載された著作物を電子的に保存し神戸市看護大学リポジトリを介して公衆送信することについて了承したものとする。

17. 執筆および投稿に関する不正防止

投稿原稿中に示されたデータや調査結果等において，捏造，改ざん，盗用を行ってはならない。また，他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿(二重投稿)してはならない。投稿された原稿中にこれらの不正行為があると研究推進委員会で認められた場合，該当の原稿を本誌から取り下げる措置を行う。

なお，本紀要への投稿に際して，利益相反に関する自己申告書を提出する必要がある（別表 A を参照)。その上で，論文等の末尾等の適切な箇所に，（本学利益相反マネジメント規程施行細則の第 3 条に定められた事由に該当する）利益相反の有無について記載すると共に，利益相反がある場合には該当する事由を開示しなければならない。

18. 紀要の公開方法

神戸市看護大学は，本紀要の著作物について，電子的に保存し神戸市看護大学リポジト

リを介して公衆送信する。

附　則

この規程は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は，平成 25 年 10 月 11 日から施行する。

附　則

この規程は，平成 27 年 10 月 6 日から施行する。

附　則

この規程は，平成 28 年 5 月 10 日から施行する。

附　則

この規程は，2019（令和元）年 12 月 3 日から施行する。

附　則

この規程は，2020（令和 2）年 9 月 7 日から施行する。

附　則

この規程は，2023（令和 5）年 3 月 14 日から施行する。

附　則

この規定は，2023（令和 5）年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規定は，2024（令和 6）年 12 月 1 日から施行する。

《別表Ａ：論文投稿に関するＣＯＩ(利益相反)申告の基準》

下記の COI 自己申告の基準を，投稿の前年度あるいは，投稿の当該年度のいずれかで満たす場合については，該当者は『神戸市看護大学紀要』への投稿に対して「論文投稿に関する COI 申告」（様式自由，本学の利益相反に関する自己申告書を活用して提出することも可）を投稿時に研究推進委員会事務局に提出し，その申告した旨の記述を，論文等の末尾等の適切な箇所に「COI 申告」の欄を設けて記載しなければならない。

⑴ 産学連携活動に係る企業等への技術移転（実施許諾，権利譲渡，技術指導を含む。）を行う場合で，同一企業等から合計して年間 200 万円以上の金銭を受け入れている場合

⑵ 産学連携活動に係る企業等との共同研究又は受託研究を行う場合で，同一企業等から合計して年間 200 万円以上の金銭を受け入れている場合

⑶ 産学連携活動に係る企業等からの研究助成金又は教育研究奨励寄附金の受入れにおいて，同一企業等から合計して年間 200 万円以上の金銭を受け入れている場合

⑷ 産学連携活動に係る企業等で職員等が行う兼業活動に関して，同一企業等から合計

して年間 100 万円以上の金銭を受け入れている場合

⑸ 産学連携活動に係る企業等から，給与，原稿料，寄附金その他これらに類するもの，設備又は物品等の提供により個人的な経済的利益を得る場合で，同一企業等から合計して年間 100 万円以上の金銭を受け入れている場合

⑹ 産学連携活動に係る企業等から発行済み株式総数 5%以上の公開株式又は 1 株以上の未公開の株式，出資金，新株予約権，受益権等の個人的な経済的利益を得る場合

⑺ 産学連携活動に係る企業等へ学生等を当該活動に従事させる場合

⑻ 産学連携活動に係る企業等に対する法人の施設及び設備の利用を提供する場合

⑼ 産学連携活動に係る企業等から 200 万以上の物品を購入する場合

⑽ 上記のほか，委員会が対象と認める場合